

令和4年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1483号）《未定稿》

◎日 時 令和4年7月14日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	小野	なりこ	議員
2番	岩佐	りょう子	議員
3番	長谷川	みえこ	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	秋谷	こうき	議員
6番	岩田	かずひと	議員
7番	桜井	ただし	議員
9番	西岡	めぐみ	議員
10番	飯島	和子	議員
11番	牛尾	こうじろう	議員
12番	木村	正明	議員
13番	大坂	隆洋	議員
14番	池田	ともり	議員
15番	山田	丈夫	議員
17番	永田	壮一	議員
18番	たかざわ	秀行	議員
19番	米田	かずや	議員
20番	大串	ひろやす	議員
21番	林	則行	議員
22番	嶋崎	秀彦	議員
23番	河合	良郎	議員
24番	小林	やすお	議員
25番	小林	たかや	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋口 高 頭 君
副 区 長	坂田 融 朗 君
保健福祉部長	細越 正 明 君
地域保健担当部長 千代田保健所長	原 田 美江子 君

文化スポーツ担当部長	恩 田 浩 行 君
環境まちづくり部長	印 出 井 一 美 君
まちづくり担当部長	加 島 津 世 志 君
政策経営部長	古 田 毅 君
デジタル戦略担当部長	村 木 久 人 君
財産管理担当部長	大 森 幹 夫 君
行政管理担当部長	中 田 治 子 君
会計管理者	大 矢 栄 一 君
総務課長	石 綿 賢 一 郎 君
企画課長	夏 目 久 義 君
財政課長	中 根 昌 宏 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子ども部長	亀 割 岳 彦 君
教育担当部長	佐 藤 尚 久 君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河 合 芳 則 君
-------------	-----------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	門 口 昌 史 君
----------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	小 川 賢 太 郎 君
事 務 局 次 長	安 田 昌 一 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君

午後1時00分 開議

○議長（桜井ただし議員） ただいまから令和4年第2回千代田区議会定例会継続会を開会します。

日程第1から第9を一括して議題にします。

- 
- 議案第27号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例  
議案第31号 外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約について  
議案第32号 お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更について  
議案第33号 災害対策用備蓄物資（食料）の購入について  
議案第34号 災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について  
議案第35号 災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について  
議案第36号 災害対策用備蓄物資（水）の購入について  
議案第37号 お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更について  
議案第38号 特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定の一部変更について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（桜井ただし議員） 嶋崎秀彦企画総務委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔嶋崎秀彦議員登壇〕

○22番（嶋崎秀彦議員） 企画総務委員会に審査を付託されました9議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第27号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例は、東京都ふぐの取扱い規制条例の一部改正により、ふぐ加工製品の取扱いに係る届出制度が廃止されたこと。長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されたこと及び租税特別措置法の一部改正により連結納税制度が廃止されたことに伴い、手数料に関する規定を整備するものです。

建築行為を伴わない既存住宅の認定制度の創設に係る手数料に関しましては本年10月1日から、その他の手数料に関しましては公布の日から施行いたします。

質疑の中で、建築行為を伴わない既存住宅の長期優良住宅認定制度とは、新築や増改築ではなく、既存住宅に対して省エネルギー性や耐震性を評価して認定する制度であること。既存住宅が長期優良住宅に認定されるためには、省エネルギー性、耐震性等の認定基準に合致する必要があること。長期優良住宅の認定を受けることにより、税の特例措置が受けられるなどのメリットがあることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第27号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約については、外濠公園総合グラウンド改修工事施工のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は4億2,938万5,000円、契約の相手方はスポーツ・MCC建設共同企業体です。

質疑の中で、今回の改修工事はグラウンドの人工芝化や照明灯のLED化、スタンドフェンスやバックネットの補修を実施するものであること。改修工事に当たっては、関係機関である財務省関東財務局、文化庁、東京都環境局、新宿区等との協議、各種手続を行ったこと。グラウンドを人工芝化することにより通年の利用が可能となり、降雨後でもすぐに使えるようになること。また、維持管理経費も軽減できること。人工芝の使用に伴うマイクロプラスチック、ゴムチップ等の流出抑制対策として、流出抑制フィルターを設置すること。流出抑制フィルターは製品としての日が浅いため、現時点での詳細な性能データが蓄積されていないこと。流出抑制対策については、先進事例の取組や研究機関等と連携しながら、事前の対応策、事後検証にしっかりと取り組んでいくこと。入札については、区内業者により多く参加していただけるように、今後も参加資格要件を工夫していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、まず、反対の立場から、区民がしっかりとした適正手続の中で多くの意見を出し、今回5億円以上かけて行うこの工事が安全やヒートアイランド、プラスチック等の環境問題に対してしっかりと対応しているなど、いろいろな角度から参画・協働等のガイドラインに基づいた積み上げと点検がされていて、本当に利便性にかない、かつ環境への配慮が万全であるならば、区民の選択ということで賛成できるものであったかもしれない。しかし、本日のやり取りを聞いても、どれを取っても手順手続がしっかりと取れていない。ほとんどの区民が知らない状況のまま進んでしまう。365日の中で本当にどのくらいの日数が使えるのか確認できない。ましてやフィルター構造の中で、外濠の浄化、環境悪化がしないかということも確認できない。そういうところでは、この軽微な工事とは思えないし、手続が踏まれていないと思うので、情報公開も不十分であることの点から反対する。

次の意見として、区は、性能も値段もはっきりと把握していなかった。殊に性能に関してはやってみなければ分からないような実験的な部分が非常にある。そういう曖昧なことに関してははっきり賛成することができないので反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場から、外濠公園総合グラウンドは、野球を中心に、区民の皆さんが野外スポーツを楽しめる、区内唯一の大型大規模屋外運動施設である。また、長年にわたり、区民体育大会の会場となるなど、区民に親しまれてきた一つのシンボルであると考えている。しかしながら、芝生の養生期間等利用できない期間があること。また水はけがよくないことから少々の雨でも使えないことなど、利用機会の観点から課題があり、より多くの区民が使えるような改修として人工芝化は妥当であると認識しており、会派としても、過去、人工芝化を含む改修を要望、提案してきたところである。一方、マイクロプラスチックやヒートアイランド等、様々な課題があることは、予算委員会、予算の審議の中でも指摘されてきている。また、こうした面については、現時点における最先端の技術を採用するとともに、これからも新たな技術やモニタリングをすることにより、しっかりと対応していくことが確認できた。こういった課題にしっかりと対応していき

ながら管理運営をしっかりとすることで、区民がよりスポーツに親しめる環境を今後もより一層整えることを求め、本議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第31号は、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第32号、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更については、お茶の水橋補修補強工事請負契約について、橋梁灯などの形状変更等、床版下面設備の追加及び現場管理費の追加に伴う経費の増のため契約を変更するもので、変更前の契約金額27億4,635万1,000円から約12.3%増加し、変更後の金額は30億8,315万4,500円です。

議案第37号、お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更については、お茶の水橋補修補強工事委託協定について、床版及び鋼桁の補修に係る経費及びこれら補修に伴う管理費等の増のため協定変更するもので、変更前の協定金額16億7,184万円から約5.3%増加し、変更後の金額は17億6,094万円です。

議案第32号及び議案第37号の2議案は関連する内容であるため、一括して審査しました。

質疑の中で、お茶の水橋は震災復興橋梁であるため、大幅な形状変更とならないよう、景観まちづくり審議会の審議を経て工事の内容を決定していること。お茶の水橋は文京区との区境にあるため、文京区との協定に基づき、工事費については千代田区と文京区で2分の1ずつ負担すること。工事現場から発見された戦前の都電の遺構の保存については、現地もしくは近隣で展示することができないか、関係部署と検討中であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、おのおの採決を行った結果、議案第32号及び議案第37号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入については、災害対策用備蓄物資としてアルファ化米などの食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は1億408万2,952円、購入先は株式会社清水商店東京支店です。

議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入については、災害対策用備蓄物資として携帯トイレなどの衛生用品を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は3,765万481円、購入先は加賀屋産業株式会社です。

議案第35号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入については、災害対策用備蓄物資として非常用圧縮毛布を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は3,676万2,726円、購入先は株式会社渡辺武商店です。

議案第36号、災害対策用備蓄物資（水）の購入については、災害対策用備蓄物資としてミネラルウォーターを購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額は2,515万9,559円、購入先は株式会社赤尾東京本社です。

議案第33号から議案第36号の4議案は関連する内容であるため、一括して審査をいたしました。

これら議案に対し、災害対策用備蓄物資の入替えに伴う水・飲料の再活用については、庁内での事業などの活用のほか、各避難所での防災訓練等の参加者へ提供等をしていること、また、福

社的な観点から、全国社会福祉協議会やNPO団体を通じて子ども食堂へ配付等を実施していることなどの説明がありました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれ採決を行った結果、議案第33号、第34号、第35号、第36号は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第38号、特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定の一部変更については、特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定について、特殊舗装の施工、施工時間帯の変更等に伴う経費の増のため、協定を変更するものです。変更前の協定金額2億円から25%増加し、変更後の協定金額は2億5,000万円です。

質疑の中で、施工時間帯については、警察と交通規制体制等を協議した結果、昼間施工から夜間施工へ変更することになったこと。夜間工事への変更に伴い、近隣の方々に対して騒音等のご迷惑がかからないよう、丁寧に説明していくこと。特殊舗装の施工については、協定を結んでいる公益財団法人東京都道路整備保全公社との協議の中で「参道風の特殊舗装」にする確認をしてきたが、積算の段階で、千代田区、公社ともに積算漏れを生じ協定締結後に判明したこと。今後このようなことがないように再発防止を徹底していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第38号は、賛成全員で可決すべきものと決定をいたしました。

以上、企画総務委員会に審査を付託されました9議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案のうち、議案第27号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例、議案第32号、お茶の水橋補修補強工事請負契約の一部変更について、議案第33号、災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、議案第34号、災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入について、議案第35号、災害対策用備蓄物資（毛布）の購入について、議案第36号、災害対策用備蓄物資（水）の購入について、議案第37号、お茶の水橋補修補強工事委託協定の一部変更について、議案第38号、特別区道千第262号（大神宮通り）電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事委託協定の一部変更についての8議案は、いずれも鳴崎秀彦企画総務委員長の審査報告どおり決定し、議案第31号、外濠公園総合グラウンド改修工事請負契約については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第31号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議案第31号は、賛成多数により可決されました。

日程第10及び第11を一括して議題にします。



議案第26号 千代田区特別区税条例等の一部を改正する条例

議案第30号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(地域文教委員会審査報告)

○議長(桜井ただし議員) たかざわ秀行地域文教委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

[たかざわ秀行議員登壇]

○18番(たかざわ秀行議員) 地域文教委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第26号、千代田区特別区税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、特別区民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項を改め、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と同様とすることによる規定整備を行うとともに、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するものです。また、扶養親族等申告書の記載事項の改正に合わせ、令和3年に公布した千代田区特別区税条例の一部改正条例において所要の改正を行うほか、条例中において引用する条文、条項ずれに伴い、規定を整備するものです。

上場株式等の配当所得等については、現在行われている個人住民税の申告書等の提出による課税方式の変更はできなくなること。住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長に伴い、所得税額から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除すること。また、控除限度額については、消費税引上げによる需要平準化対策が終了したことから、地方税法等の改正により、所得税の課税総所得金額の7%、最高13万6,500円を、所得税の課税総所得金額の5%、最高9万7,500円とし、この措置による個人住民税の減収額は全額国費で補填されることなどの説明がありました。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式に係る改正及び一部規定整備については令和6年1月1日から、その他の改正については令和5年1月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第26号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、非常災害時の緊急業務に従事した場合において支給する教員特殊業務手当の額について、都の職員である区立小学校・中学校の教育職員との均衡を図るため、1日当たりの上限額を1万6,000円に引き上げるものです。対象人数は園長及び副園長を除く常勤の区立幼稚園教育職員37名であること。予算への影響額が小さいことから、数日の従事であれば既定予算から支給が可能だが、大規模災害等で長期の従事が必要な場合には、ほかの災害対策経費と同様に、補正予算等で予算措置が必要になると考えていることなどの説明がありました。

公布の日から施行し、本年4月1日以降の勤務に係る教員特殊業務手当について適用します。

質疑の中で、国の基準では平日の時間外や土日の勤務を要しない日に8時間程度業務した場合に8,000円、災害対策の場合には2倍で1万6,000円と決められていて、東京都も特別区も横引きしてこの金額を設定していること。保育士はこの手当の対象外で、時間外になった場合は、超過勤務手当として従事した分が支給されること。過去数年間を確認したところ、千代田区においてはこの手当を適用したケースはなかったこと。この手当の適用については、所属長である幼稚園長が判断することなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第30号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第26号、千代田区特別区税条例等の一部を改正する条例、議案第30号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、いずれもたかざわ秀行地域文教委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第12から第14を一括して議題にします。



議案第28号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第29号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例

議案第39号 いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定について

（保健福祉委員会審査報告）

○議長（桜井ただし議員） 池田ともりのり保健福祉委員長より、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔池田ともりのり議員登壇〕

○14番（池田ともりのり議員） 保健福祉委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第28号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等への支援策として、前年に引き続き保険料の減免を行うほか、刑事施設に拘禁されている者等を新たに減免対象とするとともに、災害等により生活が著しく困難となった者または刑事施設に拘禁されている者等について、やむを得ない事情のあるときに限り、当該災害等の発生した日または刑事施設に拘禁された日等の属する月から保険料を減免することができるようにするもので、公布の日から施行するものです。

質疑の中で、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等の保険料減免について、申請は当事者から行っていただき、事前に電話で相談を受けた上で受け付けること。初めて申請する人、昨年度に引き続き申請する人等に対して、引き続き丁寧な対応を行うことなど



が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第28号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に起因して収入が減少した被保険者等への支援策として、前年に引き続き保険料の減免を行うほか、災害により財産に著しい損害を受けた者等または刑事施設等に拘禁されている者について、やむを得ない事情のあるときに限り、当該災害の発生した日等または刑事施設等に拘禁された日の属する月から保険料を減免することができるようにするもので、公布の日から施行するものです。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第29号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号、いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定については、いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和5年4月から令和15年3月までを指定期間として、社会福祉法人カメリア会を指定するものです。

質疑の中で、事業者の選定に当たって2者から応募があり、今回選定された指定管理者候補者は、特に入所者・利用者の医療対応の項目について高く評価され、選ばれたこと。指定管理者を変更するため、今後、現行事業者、新たな事業者、区による三者での引継ぎを行い、利用者、その家族、区民等に向けた説明会を実施し、これからも安心して施設を利用してもらえるよう努めていく考えであること。審査項目の中で点数が高くない項目については、毎年提出される事業報告書等を確認するとともに、各種モニタリング等を通じてサービスの質を向上させるよう指導・監督していくこと。選定委員会の中で高く評価された医療面について、人工透析が必要な方への対応はこれから内容を詰めていくことになり、入所者が安心してサービスを受けられる体制をつくっていくよう、新たな事業者と調整していくこと。指定管理者の選定はガイドラインに沿って対応してきたが、利用者団体の意向確認や配点基準の考え方について、今後の検討課題とすることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第39号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました3議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第28号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第29号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例、議案第39号、いきいきプラザ一番町の指定管理者の指定についての3議案は、いずれも池田ともりの保健福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第15を議題にします。

○

---

議員提出議案第4号 消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して、牛尾こうじろう議員より提案理由の説明をお願いします。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○11番（牛尾こうじろう議員） 議員提出議案第4号について、提出者を代表して提案理由のご説明を行います。

提案理由説明は、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

## 消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書

物価高騰が深刻です。2万品目を超える食品が値上げされる予定の他、電気代やガス代、燃料費の値上げが区民の暮らしのみならず飲食店や小売店、銭湯などあらゆる事業者の営業に大きな影響を与えています。

そうしたなかで、消費税減税を求める声が広がっています。消費税減税は物価高騰を全般的に抑えることができ、暮らしや事業者の営業を守る上でも、また日本経済の回復にとっても最も効果的な物価対策です。世界では現在90を超える国・地域がコロナ禍や物価高騰から国民の暮らしを支えるために消費税の減税に踏み出しています。

また、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスは消費税負担や事務の増加につながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、零細事業者やフリーランスなど個人事業者の重い足かせとなります。

インボイス制度については、業界団体や税理士団体なども「中止」や「凍結」を求めています。

よって、千代田区議会は国会及び政府に対し、暮らしを守り、中小事業者や個人事業主の事業存続と再生のために下記の事項について強く要望します。

### 記

- 1 消費税の5%減税を行うこと。
- 2 インボイス制度の実施は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

千代田区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣 あて

提出するものです。満場一致ご賛同いただきますことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） 議員提出議案第4号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、13番、大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○13番（大坂隆洋議員） 議員提出議案第4号、消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書に対して反対の立場から討論いたします。

ロシアによるウクライナ侵攻により加速しているコストプッシュ型のインフレーションは区民生活に大きな影響をもたらしつつあります。こうしたインフレ対策、景気対策には適切な対応が求められており、ターゲットを絞った給付の実施など、積極的な財政出動で対応すべきと考えます。

一方で、消費税の減税は、インフレに対する支援施策として適切ではないと考えます。その理由として、必要な社会保障費の財源がなくなること。税率を変更するにも莫大なコストと労力がかかり、市場の混乱を招いてしまうこと。減税の時期が定まればその前後で買い控えが起これ、景気変動のノイズが発生することなどが挙げられますが、一番の理由は、支援が必要な人に必要な恩恵が届かないということです。税率の大きさにかかわらず、消費税率を下げた場合、消費する額が大きければ大きい人ほど、恩恵が大きくなります。言い換えれば、富裕層であればあるほど減税の恩恵が大きくなるということです。必要な社会保障費の財源を削り、それを補填するために国債を発行してまで富裕層を優遇する政策を行うことは、格差の拡大を助長するものであり、賛成することはできません。

次に、インボイス制度の導入についてですが、この制度は正確に消費税額を計算するようにし、不正やミスを抑制することとともに、益税の問題解決を目的とした制度です。軽減税率の導入が検討され始めた頃から国会において議論が積み上げられてきており、来年10月の制度開始により、これらの問題が解消されることが期待されています。また、これまで免税事業者とされていた個人事業主や中小事業者に対しては6年間の移行期間も設けられており、その間に適切な対応が可能であると考えます。持続可能な社会保障制度の財源として位置づけられた消費税を公平な税制として運用していくためにインボイス制度は必要なものであり、当意見書に反対いたします。

○議長（桜井ただし議員） 次に、10番飯島和子議員。

〔飯島和子議員登壇〕

○10番（飯島和子議員） 議員提出議案第4号、消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書について、賛成の討論を行います。

急激な物価高騰は、コロナ禍の生活様式の変化も加わり、消費者だけでなく全業種に大きな影

響を及ぼしています。例えば、クリーニング店は、溶剤、ハンガー、ビニール袋など、全てが値上がりしている。その上、テレワークで、クリーニングの絶対量が激減している。学習塾やスポーツジムは、生徒を減らしたが、感染対策費は以前と同じようにかかって大変。製造業者は、材料費と加工賃の合計が売値と逆転し、赤字が続いている。廃業を考えざるを得ない、等々です。全国商工団体連合会が4月に行った調査では、原材料・仕入高の上昇分を価格転嫁できている事業者は21%にとどまり、全く転嫁できないは15%に上ります。このような事業者にとって赤字でも払わなくてはならない消費税負担が一番きつく、さらに今、特別融資の据置期間が終了し、元本返済の時期も迫ります。

そもそも物価高騰はロシアのウクライナ侵略だけが原因ではありません。アベノミクスの異次元の金融緩和が円安をもたらし、今日の物価高騰を引き起こしている、もう1つの大きな原因があります。

このようなときに暮らしを支える一番の特効薬は、90を超える国・地域で実施している消費税の減税です。物価が平均4.1%上がっている中で、消費税の緊急5%減税は全ての物価の引下げと同じ効果となり、消費が伸びることにつながり、経済の好循環も期待できます。ところが政府与党は、消費税減税をすれば福祉財源が減るから年金3割カットと言いました。しかし、消費税収は導入以来33年間に476兆円ですが、その間に福祉はよくなったでしょうか。よくなるどころか、年金支給額の減額、介護保険料、医療保険料は値上がりが続くなど、悪くなるばかりでした。一方で、法人税と所得税、住民税は、613兆円の減収です。これは大企業と富裕層が対象となる優遇税制による減税と消費税増税のたびに起こる消費不況が原因です。この結果、消費税は社会保障費に回らず減収分の穴埋めになっただけです。また、消費税減税はシステム変更が困難と言いますが、3%導入から5%、8%、10%に上げるときには、そのようなことは一言もありませんでした。いずれも詭弁であることは明らかです。

また、インボイス制度の導入は、今まで免税だった売上げ1,000万円以下の零細事業所、個人事業主などが課税対象になり、廃業など厳しい実態が多数発生することも想像できます。昨年10月の事前登録開始から10か月近くたちますが、周知も不十分であり、納税額を計算した業者からは悲鳴が上がっています。政府がインボイス制度を導入する目的は、10%への増税に伴い導入した複数税率の下、個々の商品、取引における消費税額を正確に把握するためとしています。消費税を一律5%に戻せば複数税率はなくなり、インボイス制度も必要ありません。

以上の点から、消費税5%の緊急減税とインボイス制度の実施中止を求める意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（桜井ただし議員） 次に、19番米田かずや議員。

〔米田かずや議員登壇〕

○19番（米田かずや議員） 議員提出議案第4号、消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書に反対の立場から討論を行います。

最初に、消費税5%減税についてであります。意見書では、この5%減税について、恒久的な減税を求めるのか、それとも時限的なものなのか、時限的であるとすればいつからいつまでの

かが分かりません。また、仮に消費税5%減税としたとすれば、そのことで不足する財源約14兆円分はどうするのか。現在、基礎年金の国庫負担約3.5兆円のほか、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化、低年金者のための、月、最大約5,000円を上乗せする年金生活者支援給付金制度といった社会保障の充実に充てられています。その分の代替財源はどうするのでしょうか。国民の暮らしを守るための消費税減税を言うのであれば、そこまで示していただきたいと考えます。

そもそも消費税10%への引上げは、2012年、当時の民主党政権が、社会保障の充実、強化のための財源はもはや将来世代へつけ回しできないと、自民党、公明党に呼びかけ、社会保障と税の一体改革として決めたものです。その理念は今も生きております。減税の分は国債の発行でと考えているのであれば、自己矛盾であります。確かな展望もなしに減税を訴えるのは、あまりにも無責任であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

さらに、物価高騰から暮らしを守るとしてはありますが、消費税減税のための法改正には一定の時間がかかり、即効性はありません。また、税率が引き下げられるとすれば、買い控えが始まり、消費が冷え込むことも明らかであります。付け加えて申し上げれば、政府の物価高騰対策は国民生活への影響が大きい燃油、食料品、公共料金の3つの総合緊急対策を皮切りに、予備費の使用、補正予算の成立など、矢継ぎ早に実施しているところであります。

次に、インボイス制度の実施中止についてであります。2019年に消費税10%への引上げの際、生活に欠かせない飲食料品全般（酒類、外食を除く）の税率は8%に据え置かれる軽減税率が決まりました。日本では初めての複数税率となりました。この複数税率とセットとなるのがインボイス制度であります。事業者が納めるべき消費税額を簡単に計算でき、仕入れ税額控除を行う際に必要となるものとされており。そこで課題となるのが中小事業者への丁寧な対応です。軽減税率導入の際、POSレジの導入が必要とされたように、インボイスには電子インボイスが用意されています。会計システムを持たないこれら小規模事業者などでは電子インボイスの恩恵も知らされてなく、必要以上に難しく受け止められております。政府はインボイス対応のためIT導入補助金などを活用した電子インボイスの円滑な導入、また、税務の視点でなく、中小事業者の視点から、相談窓口の体制も強化していると聞いております。国に中止を求めるのではなく、インボイスの導入を契機に中小事業者が生産性の向上や新たな事業拡大の機会ともなるよう、万全の支援を求めるべきであります。

よって、議員提出議案第4号、消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書に反対いたします。

○議長（桜井ただし議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第4号、消費税5%減税・インボイス制度の実施中止を求める意見書は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（桜井ただし議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第4号は、賛成少数により否決されました。

日程第16を議題にします。



議員提出議案第5号 暴力による言論封殺に抗議する決議

○議長（桜井ただし議員） 提出者を代表して、永田壮一議員より提案理由の説明をお願いします。

〔永田壮一議員登壇〕

○17番（永田壮一議員） 議員提出議案第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。  
提案理由につきましては、案文の朗読をもって代えさせていただきます。

## 暴力による言論封殺に抗議する決議

7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が参議院選挙の街頭演説中に凶弾に倒れる事件が発生した。思想を問わず言論の自由を守ることは民主主義の基本であり、暴力による実力行使は最も憎むべき行為である。ましてや、言論によって国民の支持を問うべき選挙期間中に、暴力で言論を封じるテロを実行することは断じて許す事ができない。

ここに千代田区議会として、安倍晋三元内閣総理大臣へ哀悼の意を表し、暴力による言論封殺に対し強く抗議するものである。

同時に千代田区議会は言論の自由を暴力で封殺するあらゆるテロ行為を許さない社会をつくるために全力を尽くす決意を表明し、事件の再発を防ぐための要人警護体制強化を求める。

以上、決議する。

令和4年7月14日

千代田区議会

満場一致ご議決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由のご説明といたします。

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第5号、暴力による言論封殺に抗議する決議は、永田壮一議員の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第17を議題にします。

議員派遣について

○議長（桜井ただし議員） お諮りします。

本件は、お手元に配付したとおり、令和4年度千代田区平和使節団の一員として、小林やすお議員、大串ひろやす議員、たかざわ秀行議員の3名を派遣したいと思います。

なお、本件のうち、今後の参加者などの変更については、議長にご一任いただきたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、地域文教委員長、保健福祉委員長、議会運営委員長、環境・まちづくり特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、災害対策・危機管理特別委員長、議会のあり方調査検討特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桜井ただし議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長より、閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高頭君登壇〕

○区長（樋口高頭君） まず、7月8日、演説中に凶弾に倒れられ、逝去されました、安倍晋三元首相のご功績を忍び、謹んで哀悼の意を表します。

本日、区議会の皆様が全会一致をもってご議決された決議と、私も思いは同じであります。テロや暴力によって言論を封ずることは断じて許してはならず、強い憤りを覚えております。本区といたしましても、こうした事件が二度と起こらない社会の構築に向けて、あらゆる努力を続けてまいります。

次に、令和4年第2回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案につきまして、いずれも原案どおりご議決を賜り厚く御礼を申し上げます。今区議会定例会の過程で賜りました貴重なご意見、ご指摘を十分に踏まえ、今後とも区政運営に取り組んでまいります。

以上をもちまして、令和4年第2回区議会定例会の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（桜井ただし議員） 以上で、本年第2回定例会を閉会します。

散会します。

午後1時53分 散会